

## 道州制・地方財政制度調査検討会 会 議 録

開催年月日 平成20年 3月 6日 自 午前10時30分 ~

会 議 室 601特別委員会室

出席議員 17名

座 長	館 直人 君	副 座 長	貝増 吉郎 君
委 員	水谷 正美 君	委 員	藤田 宜三 君
委 員	後藤 健一 君	委 員	北川 裕之 君
委 員	村林 聡 君	委 員	中川 正美 君
委 員	真弓 俊郎 君	委 員	奥野 英介 君
委 員	中川 康洋 君	委 員	津村 衛 君
委 員	森野 真治 君	委 員	杉本 熊野 君
委 員	西塚 宗郎 君	委 員	前野 和美 君
委 員	永田 正巳 君		

欠席議員 2名

委 員	小林 正人 君	委 員	中嶋 年規 君
-----	---------	-----	---------

### 議題および協議事項

#### 1. 分科会報告

- (1) 道州制分科会の報告
- (2) 地方財政制度分科会の報告

#### 2. 検討会報告

#### 【会議の経過とその結果】

#### 1. 分科会の報告

- (1) 道州制分科会の報告

館座長 ただいまから、第2回道州制・地方財政制度調査検討会を開催させていただきます。

委員の皆様には、ご多用のところお集まりをいただき、ありがとうございます。

本日は、昨年6月29日に第1回の検討会以来の開催となりましたが、この間、道州制及び地方財政

制度の両分科会において、それぞれ8回の調査・検討が行われ、本日、両分科会から報告が提出されました。委員の皆様には、ご熱心に調査・検討をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

それでは、早速ではございますが、両分科会長から報告をお願いしたいと思います。

報告に対するご質問やご意見につきましては、報告をちょうだいいたした後ごとに、それぞれ行いたいと思います。

それでは最初に、道州制分科会の北川分科会長からご報告をお願いいたします。

北川分科会長 それでは、私の方から道州制の方の分科会の報告を申し上げます。

お手元に「道州制分科会報告書」というものがございますので、ごらんをいただきたいと思います。

最初に、この報告書の中身、全体的なスタンスについてお話をさせていただこうと思います。道州制分科会のメンバーの皆さん方には、もう何度もお話をさせていただいたとか、共通認識させていただいた部分でございますけれども、道州制の議論については、実は何かベースがあって、その検証や、あるいは反対・賛成、こういうふうな議論をさせていただいたわけではございません。ご承知のとおり、道州制といいましても、それぞれ議員の皆さんが持たれているイメージ、あるいはまた内容については随分ととらえ方に開きがございます。そのような意味で、何をもちて道州制について反対だとか賛成だとかいう議論は今の段階では難しいことだということで、今回、私どものスタンスとしては、まずは道州制の議論について賛成だとか反対だとかいう議論は横に置かせていただいて、道州制というものはどういう議論があるのか、あるいはまたそれに伴って三重県はどんなことが考えられるのか、あり得るのか、道州制というものが場合によっては来るかもしれない、あるやもしれないという前提のもとに、そうした問題点や課題を一遍洗い出してみよう、考えてみよう、こういうスタンスで議論を分科会としては重ねさせていただきました。ですので、この分科会として、道州制かくあるべき、そしてまた導入に賛成だ、反対だということにはなっておりませんので、その点だけはくれぐれもご承知おきをいただきたいと存じます。

それでは、報告書に基づいてお話に入らせていただこうと思います。

内部状況でございますけれども、これは基本的に地方分権一括法が平成12年に施行されまして、機関委任事務がなくなって、そして都道府県というものが、名目上ではありますけれども、ようやく完全自治体という形になりまして、県議会では、さまざまな議会改革を進めさせていただいて、三重県の団体自治のあるべき姿というものを今求めて活動させていただいている段階ですけれども、この道州制の議論についてはさまざまな議論があるということを書かせていただいています。

外部状況については、政府や政党あるいは経済団体、いろんな機関によって道州制の導入についての議論が行われています。その内容については、また後ほど2ページ以降にございますので、説明をさせていただきます。

特に一番気になるのは、政府において、この道州制の議論というものが、与党を中心に随分とここ最

近盛んに行われるといいますが、議論されるようになりました。道州制については3つぐらいの流れがあると思います。1つは、もともと経済界を中心に、今の東京集中の一極集中のような経済社会構造では、これからの時代はちょっと太刀打ちできないのではないかとということで、ヨーロッパの小国並みの経済力を持っている単位、道州のサイズというものを想定して、そして道州制を導入して地域経済の活性化を図りたいと、こういって経済界を中心に起こった流れがあります。そして2つ目には、いわゆる地方分権の流れとして、地域に必要な財源と権限を持って来るべし。そのためには道州制を導入しようという2つ目の考え方、流れがございます。それから3つ目には、先ほど申し上げた国の動き、特に政府与党や、本来取り組みたいはずではない霞が関も含めてこの道州制の議論が出ているということは、いわゆる国の財政再建の1つの手段としてこの道州制の導入を図っていこうというもくろみも垣間見えます。

一番心配されるのは3つ目の考え方だと思います。そこにも書いてありますように、市町村合併と違いまして、道州制というのは、ある意味、法律上は一気にやってしまうことができる。うちはやります、うちはやりませんという選択肢がないのではないかと、こういう考え方もございますので、そういう意味でかなり突然起こり得ることもあるのではないかと外部状況がございます。

そういう中で、課題として道州制がもし導入されることになれば、三重県も、そしてまた県議会もこれに巻き込まれていくという可能性はあります。その中では、この道州制というものを、どんなものがあるのかということ、あるいはまたメリット・デメリットをきちんと把握しておくべきだろうということが課題と認識をさせていただいて、そしてこの道州制検討会の中で議論を進めさせていただいたところが1ページ目の内容でございます。

めくっていただきまして、2ページ、3ページには、各団体等における調査の状況について書かせていただいています。市民、県民、国民レベルでこの道州制について一番インパクトがあったのは、恐らく28次の1番目にあります地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」ではないかと思えます。中身よりは、どちらかというところ9つから11の区割り案というものが、あくまでも参考ですが、示された。逆にそのことによって、いや、こんなことになるのだろうかというふうなことで世論の喚起があったということがございます。基本的な考え方については、そこに箇条書きをさせていただいているとおりです。都道府県を廃止して道州を設置する。そして、県の事務は大幅に市町村に移譲していく。国の出先機関の事務はできる限り道州に移譲していく。そして適切な財政調整を行うための制度検討が必要。以降、いろんな団体の報告がありますけれども、およそ大体似通った内容になっています。

2番目には、19年6月に自民党の道州制調査会が第2次の中間報告を出してございます。ここでも国と地方の役割分担というものをきっちりとして、そして新しい国の形を造っていこうということであらわれています。

それから3番目に、全国知事会も19年1月に道州制に関する基本的な考え方を出してございます。

1番、2番とニュアンスが異なるわけではないですが、全国知事会は、道州制は地方分権を推進するためのものだ、そういう観点でない道州制は逆に言えばやるべきではない、そういうスタンスの考え方が示されています。

4番目に、経団連の提言でございますけれども、19年3月に「道州制の導入に向けた第1次提言」が出されております。経済界ですから、当然この道州制の導入によって地域の経済が活性化をするという視点でぜひ導入をとということで、この提言では2013年、平成25年までに関連法案を制定して、2年程度、ですから、2015年を目途に道州制導入と、かなり性急な目標設定をした提言になってございます。

それから5番目には、流れからはちょっと異質ですけども、県の議会事務局の方でまとめていただいた「道州制と道州議会に関する報告書」について言及をさせていただいております。これについては、皆さん方に既に配付をされていると思います。昨年度に配付をいただいていると思います。実は、この報告書、我々議員の中でも、すごくよく整理をされている、論点整理ができている報告書だということで、これをベースに今回かなり勉強させていただきました。ぜひこの報告書についてもう一度目を通していただくことが、道州制のさまざまな課題についての認識をしていただくのには一番いい資料ではないかなというふうに感じさせていただいております。

そして6番目には、三重県の道州制に対する考え方。これについては、この分科会で副知事と関係部局に来ていただいて、県の考え方もお聞きをさせていただきました。県の考え方は、いつも知事が議会等でお話をされているとおりで、まずは今、国で進められています第2期の分権改革をきっちり、しっかりやってもらうことだ、道州制導入というのはその延長線上としてあり得る話、いわゆる中長期的な課題だ、まずは地方分権改革ありきというのが今の県の姿勢、考え方でございます。

以降4ページ、5ページには、ご参加をいただいた方も多いと思いますが、有識者の方のご意見をいただくということで、お二人の方に講演をいただきました。お一人は中央大学の今村教授でございます。今村教授は、どちらかという道州制議論に慎重派というスタンスでお話を伺わせていただきました。27次の地方制度調査会にも参画をいただいて、その答申にいろいろご意見を出していただいた先生でございます。いくつかそこに箇条書きをさせていただきますけれども、本来、道州制が必要だと言われる、今の都道府県では解決できない広域的な課題というものは果たしてあるのだろうかという疑問を強く持たれていますし、あるいはまた道州制ということにいきなりいくのではなくて、先に府県合併ということを第1ステップとして考えながら、その後に道州制の導入という手法があるべきだという主張をされております。たくさんご意見、お話をいただきましたが、また後で読み返しをいただければと思います。

一方、経団連の井上部長からもお話を聞かせていただきました。井上さんからは、提言に基づいて経団連の考え方についてお話をいただきました。企業ですから、経団連ですから、企業が元気になるということが第一目標ですから、少し政治行政のスタンスとは違う部分が当然あるわけでございますけれど

も、目標は単に銭儲けというだけではなくて、経済界として地域経済が元気になることを望みたい、そのためには道州制を導入して、地域の中に人材を残して、そして企業も定着をしながら経済活動を活発にしていきたい、そのことによって日本全体の経済力も上がっていくのではないかと、そういう考え方でこの道州制の導入というものを積極的に提言されておりました。

続いて、これらの資料やお話を伺いながら、6ページ以降、分科会の具体的な検討に入らせていただきました。

そして1番目には、三重県議会から見た三重県の自己評価ということがございます。この部分については大変難しい作業でございまして、ただ、一般的な道州制の議論ということじゃなくて、三重県議会の分科会が検討するという意味では、三重県がどうなのだという部分がきちんと検証しなくてはならないということで、少し背伸びをしてこの部分は議論をさせていただきました。県として県民のために実施してきたことということで、1番目に(ア)から(エ)まで書かせていただいています。広域的・補完的な事務として認められるものとしてどんなことをやってきたか、それから政策提案・先導機能、県が先駆的に取り組んできた事業について他の都道府県や、あるいはまた国の施策に影響を与えたものもあるのではないかとということで、そこにいくつか挙げさせていただいてございます。それから(ウ)には地域社会の変化への広域的な対応ということ、それから(エ)については総合調整機能ということで、県として県内の市町の総合的な調整、あるいは他県との調整としてやってきた実績、こうしたことをいくつか挙げさせていただいてございます。自己評価ということでここに挙げてございます個々の事業が、今の時点で果たしてそれが評価されるべきいい事業だったのかどうかということについては、いろいろ賛否、ご意見あるかと思えます。そのあたりは大変難しいところなのでございますが、先ほども申し上げましたように、県として取り組んだという観点から挙げさせていただいておりますので、ご承知、ご了解をいただきたいと思えます。

そして課題について、これも(ア)から(カ)まで挙げさせていただいております。

1つは、(ア)の都道府県域と経済圏・生活圏との合理性。いわゆる明治維新の後の廃藩置県以降100数十年ずっと変わらない形で来ている中で、いろんな環境というものが変わってきているということ、そしてそのことに対して今の制度が対応しきれていくのかということについて書かせていただいております。

それから(イ)には、住民から遠く性格の曖昧な県ということがございます。この中では、住民の観点からいきますと、身近な基礎自治体市町と比べて、やはり県は遠い存在である。なかなか実態が見えにくい。特に昨今は地域内分権が進んできていますから、市町の行政サービスの手前にまだ自分たちが取り組む地域内分権の部分がございまして、ますます距離が遠のいているという点があります。また、直接対住民のサービスというものが県の場合はございません。それとまた、住民からすると、自分が受けているサービスというものが、県から受けているものなのか、市から受けているものなのか、こうい

うものもなかなか区別がつかない。いろんな面で曖昧な性格を残しているという点がございませぬ。

それから（ウ）には、市町との事務分担ということが書いてございませぬけれども、かなりの部分で競合をしている事務があるということございませぬ。これはもともとの日本の自治制度の成り立ちに影響するところも多いと思ひます。もともとはドイツの国と地方のあり方といひますか、そういう制度を引きずってきていますので、市町、都道府県、そしてその上の国がそれぞれ同じ分野の内容について、それぞれが関与していくような仕組みでやってきたというも事実ございませぬので、こういった事務の重なりがあるという問題ございませぬ。

それから（エ）には、画一的な県の事務と書いてございませぬけれども、地方分権一括法によってかなりの部分が機関委任事務から実施事務になりましたけれども、まだまだ現実は政令・省令で縛られて、それに従って物事を進めていくということが多いので、結局、全国どこへ行っても同じことをやっていると。こういう課題ございませぬ。

それから（オ）の完全自治体への疑義ということございませぬですが、これも（エ）とつながる部分ございませぬけれども、同じ地方分権一括法の中で、今度は法定受託事務となった部分については、なかなか関与できないという点が残ってございませぬ。すべての分野の仕事が最終的には各省庁の大臣の管轄に入っていくということがございませぬので、地方が、県がオリジナルで物事を進めていくというのはなかなか難しい環境にあるという点ございませぬ。

それから（カ）では、市町への分権と広域的・補完的事務の減少ということ、まだまだ少ないとはいへ分権という流れの中で財源や権限が県から市町に移譲されていく流れの中では、逆に国から県に移譲される部分がなければ、どんどんと県の事務というものが縮小していく可能性がある。また、四日市のように政令市というふうな形で進んでいきますと、権限も移譲されていきますので、県の事務が少なくなるということございませぬ。また、市町村合併で69市町村が29の市町になったということで、県の広域的な事務の取り組み方も随分と影響を受けているということございませぬ。

こうした課題を念頭に置きながら、次に、では、道州制がどういう形かは別にして、仮に道州制なるものが導入をされれば三重県としてどういうメリット・デメリットが考えられるのだろうかということについて、分科会の中で議論をさせていただきました。

お断りですが、前段にも書かせていただいておりますけれども、このメリット・デメリットというのは、実際にもし道州制が導入されたときにどういう形のものになるかによって、実現するものもあれば、全然実現しないものもあり得るわけございませぬで、その点の細かい整理はしてございませぬ。導入されたときに、あるらしきメリット・デメリットという次元でとらえていただきたいと思います。

1番にメリット、県民の暮らしの向上ということで、まずは東京一極集中が解決をされて、地域間格差が少しでも解消していくのではないかと。あるいはまた産業振興ですとか、あるいは雇用の拡大というものが道州制の導入によって地域で進んでいくのではないかと。あるいはまた県境を越えてやる広域的な

事務、例えばよく言われます国道の管理や河川管理といったもの、こうしたものが一体的にやっていけるのではないかというふうなことを書かせていただいています。

(イ)は経済活動の伸展ということで、道州制と同時に地方分権がワンセットで進むことによって規制緩和等も進んで、そして地域内の経済活動が活発をしていく。こういったメリットがあるのではないかと。

あるいはまた(ウ)には、国のかたちから基礎自治体までを通じた改革ということで、これは議論も残るところですが、いわゆる歳出の削減効果がこの道州制の導入によって見込まれるのではないかということを書かせていただいています。また、先程申し上げたような曖昧さが解消されて、二重行政が解消されていくのではないかというふうなメリットを書かせていただいています。

また、(エ)には、先程も触れましたけれども、道州制内の地域経済が活発化することによって地域の中に人材が供給をされるというふうなメリットがあるのではないかということを書かせていただいています。

一方、デメリットもいくつかございますが、(ア)には、道州間の格差と道州内の格差が生じる懸念。ここに書かせていただいていることは、いろんな場面でよく話が出てくる部分だと思います。道州同士で力があるところ・ないところ、差が出て格差ができるのではないかと。あるいはまた市町村合併と一緒に、今度は道州制ができたときに中心地あるいは州都があるところは栄えるけれども、逆にそこから遠いところは今以上に格差が広がってしまうのではないかとというデメリットがございます。

それから(イ)には、いわゆる地域のアイデンティティというものが喪失をされてしまうのではないかと。明治以降、あるいはまた場合によっては、それ以前から培われてきた歴史や文化というものが、道州制を導入して広くなることによって埋没してしまうのではないかと。あるいはまた三重県という場所を考えますと、(ウ)にございますように、今、行政的には中部圏、経済的には一部関西圏とも重なり合いながら、ある意味それが悪い面もありますが、いい面、ちょうど両方に接しながらいろんな行政活動や経済活動が成り立つというメリットもあるのに、それがなくなってしまうのではないかとというデメリットを書かせていただいております。

そして3番目に、県内市町村の合併の評価ということで書かせていただいています。道州制分科会の中で実は一番議論があったのが、道州制の議論の前に、この数年間で行われた市町村合併の検証が必要ですね、それが検証できないのに道州制云々というのはちょっと早過ぎるのではといったご意見の中で、この市町村の合併の評価ということに言及をさせていただきます。ただ、そこにも書かせていただいていますように、とはいいいながら、この部分をきちんと検証していこうということについては、実際議論をしてみますと、合併によって住民の方のいろんな不平・不満というものが結構皆さん方聞いていただいていますので、そういうお声はあるものの、検証となりますと、じゃ、どうなのだというところでは、例えばまだ合併をしてそんなに時間がたっていませんから、その自治体においてあるべき姿と

いうものがまだ模索段階である、途上であるということもありますし、また、交付税の延長ですとか、あるいはまた例の特例債の関係もあったりします。実際に合併をしてよかったのかどうかというのは、もう少し先にならないと本当の意味で検証ができるということにはならないのだろうという議論も一方でございました。

そういうことを踏まえながら、1、2はよかったことということで、本来、地方自治体のあるべき姿というものが住民の中で議論するいいきっかけになったということ、あるいはまた行政コストの削減効果もあったのではないかとこの点が挙げられます。

逆に、よくなかったことというのは、きめ細やかな行政サービスが後退をしてしまった、地域間格差がさらに広がっているというふうな声がございました。

3番目には、少し客観的な話として、まだ評価をするには過渡期ではないか、あるいはまた、いろいろな不平・不満は住民の中から出ていますけれども、逆に性急に行われた市町村合併ですので、その意味合いというものが住民の中に今の段階でも十分理解をされていないのではないかと、こういった意見もございました。

ここまでで県の今までの実態、評価、それから道州制が導入された場合の考えられるメリット・デメリット、そしてまた、その前提としてある市町村合併等々を議論させていただいた上で、4番目に、最後、分科会としてのまとめを書かせていただいています。道州制への移行が避けられないものとなったときという前提で、県民にとってメリットを最大に、そしてデメリットを最少にするためには、次のようなことを考えておく必要がありますよねということで書かせていただいています。そして、分科会でほとんどの皆さんから声が出たのは1番目の内容です。道州制が来ようと来まいと何があろうと、まずは今後のいろんな状況に耐え得る基礎自治体というものをしっかりと作っておかなくてはなりませんよね、そして、そのために県が果たすべき役割、このところをしっかりとしないといけないとだめですよねということが共通認識として一番大きかった点でございます。

以降いくつか書かせていただいています、2番目としては、何人かの議員から、あるいはまた今村教授のお話にもございました中部圏、関西圏に位置するということを見ると、両方に位置するということを見ると、どちらかに入ってしまうというよりは、単独という考え方も1つの選択肢として、三重県の場合は特異なケースとしてあるのではないかとこのことを書かせていただいています。

それから3番目に、県民への道州制に係る情報の提供と書かせていただいています。今の段階で道州制かくあるべき、賛成だ、反対だ、導入しましょう、かなりの確率で来るのではないかと。あるいはまた、どうなのだと、市民が選択をするような形じゃなくて、今の段階から道州制ってどんなものがあるのか、どんな議論があるのか、どんな課題があるのか、こういうことについては県民とその問題意識とか情報を共有していく必要があるのではないかと。そのための情報提供というものを県議会は、あるいは県はしていくべきではないかとこのことを書かせていただいています。その土俵すら乗っていくのはどうなの

だという議論も当然あるわけでございますけれども、ここの部分は踏み込んで、やはり問題意識の共有はしていくべきだということで書かせていただいています。

4番目には、これはよく言われることですが、もし道州制が導入ということであれば、当然前提として県議会としては、知事会と同じスタンスですが、地方分権、地域主権を実現するための道州制でないと意味がないですね、そのためには中央省庁の解体というものがなければなりませんよねということ。

それから5番目には、アイデンティティの確認・保全・育成ということで、懸念をされるアイデンティティの喪失ということについては、しっかりと踏まえていかなければなりませんよねということで書かせていただいています。

4番目には、今後の取組として、1つ目には、前段でご説明させていただいた、いろんな各団体等の今後の動きがございます。1番から5番まで。特に注目されるのは、政府の道州制ビジョン懇談会の中間報告が、予定では3月にということで聞かせていただいているわけですが、これが1つ大きな動きになるかと思えます。以降いくつか書かれてございますが、結構、この春、年度末にばたばた出てくるものが多いので、注目をしていかなければならないというふうに考えております。

そして2番目には、今後の課題ということで、 から まで挙げさせていただいています。万が一道州制が導入されるということであれば、以下のようなことを押さえておかなければならないですねということで、1番目、基礎自治体の補完、基礎自治体間の調整など広域行政のシステム構築、2番目には市内過疎とならない仕組み、3番目にはアイデンティティの保全、4番目には県民へのしっかりとした情報提供、5番目には、もし移行するというようなときには、こういった形で意思表示をしていくのかというような仕組みの問題、それから6番目には、これは今回全く触れませんでしたけれども、具体的な話になってくれば、県議会というのはどういう形、あるべき姿になるのか、こういう点についての課題、そしてその延長線上で道州制における統治機構と道州議会・選挙のあり方、こうした点を今後の課題として、でき得ればこういう検討会というのがいいのかどうかは別に、何らかの形で三重県議会としては、いろんな団体の動きを注視しながら、その都度情報共有をして、そして場合によっては何かしらのメッセージを国や県民に発していくということが必要だということで分科会のまとめをさせていただいています。

ごめんなさい。大変長くなってしまいました。ご迷惑かけました。

以上でご報告終わらせていただきます。

館座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

なし

## (2) 地方財政制度分科会の報告

館座長 ないようでございますので、それでは次に、地方財政制度分科会の報告に移りたいと思います。

それでは、地方財政制度分科会の前野分科会長からご報告をお願いいたします。

前野分科会長 それでは、ちょっとお疲れですが、地方財政制度分科会の検討結果の報告をさせていただきます。

平成19年6月に財政健全化法が制定をされまして、それに基づきまして地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることになりました。それで、我々分科会の方では、これを受けて公会計制度の改革なども含めた検討をまいりました。

それで、お手元に配らせていただきましたペーパーでご説明をさせていただきますが、まず、財政健全化法の主なポイントといたしまして4つ挙げさせていただきます。普通会計でなく、公営企業、公社、第3セクターなどまで監視対象を拡大することと、単年度フローだけでなく、ストック面に配慮した財政判断の指標を導入。それで、財政健全化の過程に早期健全化と財政再生の2段階のスキームを導入。財政判断指標の監査、議会報告、公表を義務づけ、財政健全化計画、財政再生計画の策定に際しては外部監査及び議会の議決を要請と、こういうことになってまいりました。

それから、公会計の整備につきましては、従来、国から地方公共団体に対して推進が要請されておりますが、財務書類の具体的な作成基準を作るということで、平成19年6月に制定されたのに基づいて平成19年度の監査をもとに財務4表の指標を作る、そして20年度の監査をもとに指標を作って、21年度からそれをもとに公会計制度を実施していくということになっております。

公会計制度の主な改革のポイントということになりますが、1つとしまして、発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計を整備推進するということになっております。それから、4表ですが、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備をする。これが標準型ということになっております。それから、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進め、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定する。財務書類の公表に当たっては、住民等にわかりやすい公表に留意する。こういうことでございます。

次、ページをめくっていただきまして、現状と課題ということで挙げさせていただきました。公会計制度の複雑化を背景にしまして、議会による予算統制が非常に及びづらくなってきております。財政運営に対する議会の監視機能の強化のため、議会内においても財政に対する見識を高め、的確な判断が可能となるような体制を構築する必要があるということでございます。

それから、議会における将来世代の負担を見据えた議論をさせていただきましたが、県民の意見を県政に反映するのは我々議会議員の大きな課題であります。それが行き過ぎて行政に圧迫をかけるということになってまいりますと、現在及び将来世代にわたる財政負担、このことも十分考慮して、そのことを議論していかなければならない、将来世代の負担を見据えた議論をしなければならないということでございます。

それから、県民にとってわかりやすい財政ということで、開かれた県政を目指して県議会が頑張っているわけですが、地方財政制度改革における住民への説明責任を評価するということと、よりわかりやすい情報提供に取り組む必要があるということで、課題に挙げさせていただいております。

4番目の地方財政の変革に向けた対応ということでございますが、国としては、地方財政における資金調達を広く市場全体から安定的に行うということを求めています。現在の県の状況としましては、資金調達方法を調査してみますと、県内にある市場銀行からシンジケートといいますが、銀行団のような形で安定した資金調達が今のところ続けておりますが、これから公募方式とか、そういったいろんな制度も導入されていく中で、そうしたことも踏まえながら、大きな市場調達の方法も考えながら検討をしていく必要があるということをお願いさせていただきました。

そして、大きな3番目の分科会としての検討の方向ということですが、財政民主主義に対する基本的な考え方ということで検討してまいりました。この財政民主主義というのは、日本国憲法第83条は「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」と定め、日本の現行制度では、国会で予算や租税に関する法律を議決することで財政民主主義を実現している、これをもとにしまして、それでは地方財政における財政民主主義はどうかということをいろいろご議論いただきまして、地方自治体の財政民主主義というのは、国にない制度として住民監査とか住民訴訟制度などという制度もありまして、国における以上に県民の十分な理解と県民の意向の反映ができる、そんな制度であるということで、そのことを十分理解した上で現在の地方財政制度改革をとらえる必要があるという検討報告を出したところであります。

3番目としまして、三重県として目指すべき方向という形でまとめさせていただいておりますが、1番として、議会による監視機能の強化により、県民を代表する県議会が財政チェックをし、コントロールできていること。2つ目としましては、主権者たる県民が財政運営を正しく理解し、県議会の審議を経た財政が、結果として県民が望む財政と一致し、行政と議会が県民の付託に忠実に応えている状態にあること。こういう目指すべき方向を出させていただいております。

これを踏まえまして、提言という形で、議会として取り組むべきことということでまとめさせていただきました。

1番として、議会の取り組むべき方向として、議員の分析能力の向上。個々の議員が、政務調査活動などを通じて財政に関する分析能力の向上に積極的に取り組むとともに、議会全体としても、将来世代

の負担を考慮した意思形成が図られるよう、議員間討議を十分に充実していく。

2番目としまして、県民への説明責任の強化ということで、本会議や委員会活動における財政に関する質疑や質問を通じて、県民に対して議会としての説明責任を果たして、県民の意向を議会活動に反映させるように努めるということにしております。

3番目としまして、専門的知見を活用した審議体制の充実ということで、皆さん方も日々大変忙しい中で議会活動をしていただいております、すべての議員が、財政すべてが理解できるような状況に非常になりにくい状況にもありまして、そういう意味では議会内で専門的な知見を活用できる組織を設けるなどして、そして、その人たちから議会がレクチャーを受けるような形でそれを受けて議会の予算決算審議に臨んで、より充実した審議が可能となると、こういうことでございます。

それから、執行機関に対しまして望まれることといたしまして3点挙げさせていただきました。

1番目しましては、住民の自治のための分かりやすい情報の提供ということで、主権者たる県民が、より一層財政運営や政策に関与できるよう、県民にとってわかりやすい財政情報の提供が望まれるといたしております。

2番目としましては、先程もちょっと触れましたが、資金調達が多様化のための研究ということで、金融市場によるいろんな規律に従った自治体経営への移行が迫られるといった事態も想定されてまいりますので、将来を見据えて安定的により有利な資金調達ができるような、そんな研究に取り組むことが望まれるということにいたしております。

3番目としまして、財政運営の透明性、計画性の向上のための仕組みづくりということで、財政民主主義の進展に貢献するための仕組みづくりを検討していってください、こういうことを書かせていただきまして、執行機関に対しては、以上の望まれることということで提言をさせていただきました。

いよいよ平成20年度の決算をもとにこの公会計制度の改革に踏み切るわけでございますので、我々もそのことを十分理解をして、研究もしていきたいというふうに思っております。

以上、報告にさせていただきます。

館座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に対して、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

真弓委員 結論みたいなところでちょっとお聞きしたいのですが、4ページ、最後の方の専門的知見を活用したというところで、現状、予算決算審議は全員参加で行われていますけども、この予算決算常任委員会の中に、例えば論議してもらったこの分科会みたいなのを作って、年がら年じゅうこれを審議するというふうな提言なのでしょうか。あるいは予算決算常任委員会の審議をもっと時間をかけるとかということなのでしょうか。その審議体制の充実の具体的な方向みたいなのが何かあれば。

前野分科会長 予算決算審議の、我々の知識を得るための研究をしてもらおうような専門的な知見という言い方をさせていただきます。例えば議会の議員ではなしに、学識経験者とか、いろんなそういう財

政を専門にしてみえる方々で組織を作っただいて、そこで三重県の財政を分析してもらおう。分析をしていただいたものを我々議会はレクチャーを受けて勉強する。そしてそれを予算決算委員会などに反映をさせるという考え方です。専門的な知見、専門家による分析ですね。三重県財政を専門家による分析をしてもらおうと。

真弓委員 本来、それは議員がやる責務であると思うので、今、おっしゃられた形だったら、本来、チェックしていかなければならない義務を専門家に丸投げするのかと、どこかの政党が言うのではないかなという気があるのですが、どうなのですか。

前野分科会長 丸投げするというよりも、我々議員がすべてその予算に対して十分理解をできるような環境ではないわけですね、現在。ですから、やはり専門的な方々に分析をしていただいて、それを議員にわかるように説明をしてもらおう。それを飲み込んだ上で議会は予算審議に臨むという、そういうことを想定してあります。

真弓委員 くだいようですが、知見を活用できる組織を設けるというのは、外部で組織を設けるのではなくて、あくまでも予算決算の常任委員会がそのような組織というか、知見を持った人たちと一緒に審議をすとかレクチャーを受けるとかというふうな形の方が、県民の方にはよりわかりやすいのかなというふうに私自身は思います。

以上で終わります。

前野分科会長 基本条例の12条、13条、14条にそういった外部の方々の検討会を設けることができるというふうになっていますので、12条か13条か14条かどれになるかわかりませんが、議員も含めた検討会組織を作るのか、13条ですと専門家だけによる検討会、14条になると議員、我々も含めた検討会、そういうものを想定してこの専門的な知見というふうに書かせていただきましたので、それはまた後日ご検討いただけたらというふうに思います。

奥野委員 提言の中の議会として取り組むべきことの1番に議員の分析能力の向上とあるのですが、これは、中身はどのようなことを考えているのですか。政務調査活動云々で、積極的に取り組む、議会全体として、将来世代において、議員間討議の充実に努めるというのは、非常に抽象的なのですが、それが今、前野さんが言われた3番のことにつながっていくと思うのですがけれども、ただ、これをしないことには、専門家にチェックしてもらいレクチャーを受けたところで、訳がわからないと思うのですよ。まずこれから先にどういうふうにするか。それから丸投げとは言ったけど、丸投げという言い過ぎだと思いますけど、真弓さんみたいに、プロセスの中でここをどういうふうにするのかということ、検討結果報告をどうするのかというのを、これからまたこれを検討されるわけですか。検討の検討をされるわけですか。

前野分科会長 これは提言ですので、提言として議会の取り組むべき姿として書かせていただいたのですが、議員が予算に対する分析能力を向上するためには、政務調査活動ということは、個人それぞれも勉強しなさいよということをおっしゃっておりまして、例えば全国規模で行われているような自治体・議会

の研修とか、そのようなことに積極的に参加をしていただいて、議員それぞれが勉強してくださいと、こういう意味で書かせていただいております。

奥野委員 こんなことを言うと失礼なのですが、本当はもうわかったうえで、そしてこの3番に行くと思うのですよ。今ここでこれをまたしなければいけないのかというような気がします。もうそれ以上突っ込むとややこしくなるので、そのへんを考えてください。今さらというのものもあるのではないかなと思うのですよ。今さらここでまた勉強しなければいけないのかという、そういう部分もあるのかなというような気がしますので。

前野分科会長 十分わかって理解してもらっている方はそれでいいのですが、委員間討議の中でも、予算は非常に難しく、だから個人では理解をしにくいと。だから、そういう勉強の機会をというご意見もございましたものですから、こんなふうに書かせていただきました。

奥野委員 本来は昨日、全員協議会の後、財政の講演が行われる予定でした。そのようなことを入れながらやっていかれるのですか。

前野分科会長 そういうことです。

奥野委員 だから、これからこの地方財政制度と今度の予算決算に対する知識の向上ということである、そことセットでいかれるのか、それとこれとは別の話でいくんか。昨日予定されていた講演会も、この分科会から出てきて、あのような形になったのか。予算の勉強をしましょうということで、昨日、講演を受ける予定だったので、それとあわせてやってもらったら、よくわかるのではないかなと思います。

前野分科会長 そうですね。

奥野委員 せっかくここで検討会があるわけですから、今度、予算の見方を講義されるって言うて、そこらへんの方をうまくやっていかれた方が、この結果報告もうまくいくのかなと思います。

西塚委員 奥野委員のように首長を長年経験した方でしたら、予算書見れば大体わかるのでしょうけど、ほとんどの議員は予算書見てもわからないことが多い。そんな前提でいろいろ考えたものですから、予算書の見方も含めてね、議員みずからその分析能力を高めるのが最初やないかということを書いたかった。

館座長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

館座長 ないようでございますので、以上をもちまして道州制及び地方財政制度の両分科会の報告を終わりたいと思います。

いただいたご意見等については、ご一任をいただきまして、調整をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

館座長 それでは、そのようにいたします。

## 2. 検討会報告

館座長 次に、事項書の2番目でございますが、検討会の報告ということでございます。

当検討会としての報告につきましては、先程ご報告をいただきました両分科会の報告でありますけれども、活字とかスタイルとかいろいろございますが、それらを統一・調整させていただいて、合冊し、表紙、目次、両分科会の2つの報告、両分科会の8回に及ぶ調査・検討を含む当検討会の開催状況、検討会の委員名簿から成る報告書を作成したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

館座長 ありがとうございます。

それでは、そのようにして作成した報告書につきましては、後刻、委員の皆様にお届けをしたいと思っております。

この検討会の「正副議長への報告」につきましては、正副座長と両分科会長により行わせていただいて、全議員の皆さんに対しましては、全員協議会においてご説明をしたいと考えております。

全員協議会が来る19日に開催をされますので、その場でご説明を申し上げ、委員外の議員の皆さんと意見交換をする形で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その後、25日の代表者会議におきまして、全協の意見を反映した上で、正式に議会に対して報告をいたしまして、当委員会の役目を終えたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

館座長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきますと、以上で本日の検討会を終わりたいと思っておりますけれども、終了に際しまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

この検討会は、三重県議会史上、一番初めに設置された検討会でございます、設置の期間は1年間とさせていただきます。

報告書の内容につきましては、道州制・地方財政制度の両方とも「議会として取り組むべきこと」として、来年度に向けた宿題等がございますが、限られた時間の中でここまでおまとめをいただきましたことは、両分科会の会長初め委員皆様のご尽力によるものと、心から御礼を申し上げるところでございます。

そのようにしてお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、本日の検討会を終わります。

ありがとうございました。